

高松市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第2項，第5項および第7項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告および意見を，同条第9項および第10項の規定により，次のとおり公表します。

平成25年3月29日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 妻鹿常男
同 西岡章夫

平成24年度財政援助団体等監査の結果報告等について

第1 公の施設の指定管理者（特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

（1） 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
市民政策局 政策課 男女共同参画推進室	平成23年度および平成24年4月1日から同年12月25日までの特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットに対する公の施設の管理に係るものの出納その他の事務	平成24年12月26日から平成25年3月1日まで
特定非営利活動法人 たかまつ男女共同参画 ネット	平成23年度および平成24年4月1日から同年12月25日までの公の施設の管理に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成23年度および平成24年度に執行した当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体に公の施設の管理を行わせている市民政策局政策課男女共同参画推進室および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 公の施設の概要

- ア 名称 高松市男女共同参画センター
(以下「センター」という。)
- イ 所在地 高松市錦町一丁目20番11号
- ウ 敷地面積 737.06㎡
- エ 建築面積 379.54㎡
- オ 延床面積 1,890.58㎡
- カ 建築構造 鉄筋コンクリート造，地下1階，地上5階
- キ 主な施設内容
- 1 階 エントランスホール，第1会議室，子どもの部屋
 - 2 階 第2会議室，相談室，情報・交流室，たかまつ・ファミリーサポート・センター，事務室
 - 3 階 第3・4会議室，ロビー
 - 4 階 第5～7会議室
 - 5 階 第8会議室
- 駐車場 11台
- ク 施設の設置目的
- 社会のあらゆる分野に男女が共に参画し，その能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を促進する活動拠点とする

(4) 公の施設の管理に関する概要

- ア 公の施設の指定管理者
- 特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット

イ 指定管理者の選定方法

公募

ウ 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

エ 指定管理料

平成 23 年度指定管理料 29,288,565 円

平成 24 年度指定管理料 29,222,715 円

オ 管理運営業務等（基本協定書で定めている業務）

(ア) センター条例第 2 条に規定する各業務

a 講座，講演会等を開催すること。

b 相談事業を行うこと。

c 資料（図書，情報，視聴覚資料その他必要な資料をいう。）
を収集し，市民の利用に供すること。

d センター条例第 1 条に規定する目的をもって活動する団体お
よび個人の交流と諸活動を促進し，支援すること。

e センターの施設・設備等を市民の利用に供すること。

f その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(イ) 使用許可およびその変更の許可ならびに使用許可の取消しに関
する業務（センター条例第 9 条第 5 項第 2 号に規定する業務）

(ウ) 入館の拒否および退館の命令に関する業務（センター条例第 9
条第 5 項第 3 号に規定する業務）

(エ) センターの維持管理その他の規則で定める業務

(オ) センターの利用に関する業務のうち

a 物品等の販売または展示，びら等の配布等の許可に関する業務
（センター条例施行規則第 4 条第 4 号に規定する業務）

b 会議室に特別の設備または備付け以外の器具の使用に係る許可
に関する業務（センター条例施行規則第 11 条に規定する業務）

c 指定管理者である特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画
ネットの係員が行う業務

d センター条例第 5 条に規定する使用料の収受に関する業務

- e その他市長が必要と認める業務
- (カ) 施設，附属設備および物品の維持管理に関する業務（センター条例第9条第5項第4号に規定する業務）
- (キ) 行政資料等複写料の收受その他の収納金に関する業務（仕様書第6項エに規定する業務）
- (ク) 前各項に掲げるもののほか，センターの管理に関し高松市が必要と認める業務

カ 管理運営に係る収支の状況

平成23年度管理運営業務収支決算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

収入の部 (単位 円)

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	(a) - (b)
受託料収入	29,288,565	29,288,565	0
収入合計額 (A)	29,288,565	29,288,565	0

支出の部 (単位 円)

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	(a) - (b)
運営費	332,000	216,000	116,000
人件費	17,116,556	16,734,594	381,962
学習研修事業	874,500	885,871	△11,371
相談事業	251,960	285,410	△33,450
情報収集・提供事業	211,900	245,361	△33,461
活動交流事業	680,160	674,240	5,920
備品購入費	154,000	478,452	△324,452
一般管理費	1,257,394	968,169	289,225
需用費(施設管理関係)	3,234,000	3,489,896	△255,896
役務費	3,000	16,630	△13,630
委託料	4,427,895	4,190,295	237,600

使用料・賃借料	25,200	25,200	0
租税公課	720,000	697,346	22,654
支出合計額(B)	29,288,565	28,907,464	381,101
収支精算額(A)-(B)	0	381,101	△381,101
支出総計	29,288,565	29,288,565	0

なお、センターの管理に関する基本協定の一部を変更する協定に基づき、学習研修事業、相談事業および活動交流事業に係る経費に余剰金が発生した場合は、高松市に戻入すべきところであるが、不足額が生じていることから、収支精算額381,101円については、特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットに繰入れられている。

キ 施設利用者数

(単位 人・%)

区 分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増 減 (A)-(B)
来館者総数	59,525	62,275	△2,750
1日平均来館者数	200.8	211.1	△10.3
会議室稼働率	67.5	69.4	△1.9

(5) 監査の結果

監査の結果、所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、所管部局および監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められるとともに、事務の一部に関して、監査委員の意見を付するものである。

なお、所管部局および監査対象団体の改善を要する事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執

行に努められたい。

(6) 今回の監査で指摘した事項

ア 所管部局（市民政策局政策課男女共同参画推進室）に対するもの
行政財産の管理を適正にすべきもの

センターの指定管理者である特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットが、平成24年度に香川県のDV被害者アフターケア事業を受託し、センター内において実施しているにもかかわらず、高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定による行政財産の目的外使用許可をしないまま、センター施設を使用させ、また、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第2条および行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準に定める使用料等の負担を求めているので、関係諸規程に基づいた手続を行うとともに使用料等を徴収されたい。

イ 監査対象団体（特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット）
に対するもの

収支に係る決裁を適切に作成すべきもの

基本協定書第17条では、管理業務に係る経理と指定管理者自体の経理は区分し、独立した帳簿類を整備しなければならないと規定しているが、管理業務以外の経費等を誤って出し入れし、それを正す処理を行った際、予算差引簿には出入金を記載しているものの、支出伺兼支出調書等を作成していないものが見受けられたので、今後は、誤った出入金を正す場合においても支出伺兼支出調書等を作成するなど、収支に係る決裁を作成するよう改められたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 所管部局（市民政策局政策課男女共同参画推進室）に対するもの
指定管理業務に係る管理経費の振込み口座について

基本協定書第17条では、管理業務に係る経費および収入を指定管理者自体の口座とは別の口座で管理しなければならないと規定しているため、同経費が振り込まれた指定管理者名義の口座から、後日、指定管理者が指定管理用の別口座へ入金し直していた。

このような事務処理は、事故等を生じさせるおそれがあることから、今後においては、同経費を直接、指定管理用の口座へ振り込むよう検討されたい。

(2) 監査対象団体（特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット）
に対するもの

就業規則および雇入通知書と職員の就業等に係る実態との整合性
について

特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット就業規則に基づき作成する雇入通知書の記載事項には、職員の就業等に係る実態と整合性が取れていないものが見受けられたので、今後は、同規則の改定等を検討し、実態に即した内容の雇入通知書を作成するよう努められたい。